

財務会計システム更新業務仕様書

1 概要

1. 1 業務名 財務会計システム更新業務

1. 2 目的

本市及び島原地域広域市町村圏組合（以下、「広域圏」という。）は、現在利用している財務会計システム（以下「現行システム」という。）を平成 25 年 3 月に導入し、令和元年度末に更新を行った。

一般的なサーバの耐用年数は 5 年とされている中、現行システムのサーバは令和 8 年度で更新から約 7 年が経過するため、引き続き安全な運用を行う必要があることから、次期財務会計システム（以下「次期システム」という。）へ更新を行なう。

なお、基本的には、事業者の提供する行政向け財務会計システムの機能を優先し、カスタマイズは必要最小限にとどめるものとする。

1. 3 業務内容

本業務で実施する業務内容の概要は以下のとおりとする。

なお、各業務における委託範囲の詳細については、各業務の仕様に記述する。

(1) 財務会計システム更新業務(以下「更新業務」という。)

- ① 調達業務 パッケージシステムの調達
ハードウェア(サーバ及び周辺機器)の調達
- ② 設計業務 既存設定を踏まえたシステム構成及び設定内容の設計業務
- ③ 構築業務 設計内容に基づくシステム構築及び設定
- ④ テスト業務 テスト計画及びテストの実施
- ⑤ 移行業務 移行計画の策定及びデータ移行(移行データの照合・確認及び修正作業を含む。)
- ⑥ 操作研修等 本番稼働前に操作研修を実施する。

※なお、打ち合わせや取り決め事項等が発生した場合は必ず議事録を提出すること。

(2) システム運用保守業務

システム運用支援及び保守業務 … システムの運用支援、障害対応、ソフトウェアアプリケーション保守、ハードウェア保守等

1. 4 業務期間

(1) システム更新業務

①システム構築：契約締結日から令和9年3月31日まで

②システム保守：一部稼働日から令和9年3月31日まで

※以後一年毎の更新とする。

(2) システム運用期間

①一部稼働（予算編成機能）

令和8年10月1日から稼働すること。

※本市が指定する日までに予算編成機能の稼働が困難な場合は、現行システムで入力された新年度予算データを次期システムへの移行を実施することを条件として、本市と協議の上、納入期限の延長を申し出ることができる。

②本格稼働

令和9年4月1日から稼働すること。

(3) スケジュール策定時の留意事項

①契約締結後、3(1)に掲げる調達業務から操作研修等までのスケジュール案を明記すること。

②工程及び作業名ごとに本市との役割分担を明確にすること。

※業務の特性、繁忙期、職員の負担等を考慮したうえで、最も効率的なスケジュールを策定すること。

1. 5 成果物及び納入物件

本業務において受注者は、次期システムの構築・運用に必要となる機器、ソフトウェア、サービス及び成果物を提供すること。なお、導入形態（オンプレミス型又はクラウド型）に応じて必要となる構成を提案すること。

(1) システム構成要素

次期システムの稼働に必要な以下の構成要素を提供すること。

① システムに係るハードウェア・ソフトウェア一式

② システム設計書・機能仕様書

③ テスト計画書・結果報告書

④ 議事録

⑤ 運用・操作マニュアル

⑥ 業務完了届

⑦ その他必要書類 別途協議

(2) ソフトウェア及びライセンス

次期システムで使用するソフトウェアのライセンス証書等を提供すること。

・インストールメディアが存在する場合は提供すること。

- ・ダウンロード提供の場合は電子媒体に保存して納品すること。

(3) ドキュメント類

受注者は、以下のドキュメントを作成し、電子データおよび印刷物（ファイリングしたものを2部）を提出すること。

- ・打合せ議事録
- ・基本設計書
- ・詳細設定書
- ・課題管理表（問い合わせ・要望の出たものを記入し、課題の進捗を管理する）
- ・テスト仕様書兼成績書
- ・運用手順書
- ・保守体制図
- ・ライセンス証書等
- ・その他本市が必要と認める資料（別途協議）

(4) 付属品等

- ・付属品類は市販のケースやファイル等へまとめ、ラベルプリンタによる表示を行い納品すること。市販のケース等の費用は本調達に含むものとする。（ラベル印字例：令和〇年度 〇〇サーバ付属品一式 〇〇株式会社）
- ・KVM ケーブル、LAN ケーブル等必要なものは全て受注者で準備すること。また、ケーブル類には全てタグ等を付けわかりやすく表示すること。

(5) その他

次期システムの構築、移行、運用に必要な機器、ソフトウェア、付属品等は、受注者の責任において準備すること。

1. 6 業務場所

(1) 島原市

島原市役所本庁舎4階 高度情報化機械室の既存ラック内（島原市上の町 537）

(2) 広域圏

島原市役所所有明庁舎3階 サーバー室の既存ラック内（島原市有明町大三東戊 1327）

※エレベーター有り

2 業務実施条件

本業務の実施において、次の条件を満たすこと。

2. 1 事業者の条件

- (1) 提案システムを含め、自治体業務システムの開発(構築)・導入・運用・維持管理・保守業務において、十分な経験と実績を有すること。
- (2) 関係法令・制度に精通し、最新情報の提供や各種助言・提案を行うことができること。

- (3) オンプレミス、クラウドシステムに限らず、障害等の不測の事態が発生した際は昼夜問わず、早急に現地（本市及び広域圏）を確認し対応開始できる場所に事業所があること。

2. 2 構築条件

- (1) 次期システムの開発（構築）・導入においては、業務に精通したSEが対応し、本市及び広域圏担当課職員及び必要に応じ、情報部門担当職員との十分な協議を行った上で行うこと。
- (2) 打ち合わせ・協議等の際には、議事録を作成し、本市及び広域圏の承認を受けること。
- (3) 本市及び広域圏からの問い合わせ等に対しては、迅速かつ適切な回答を行うこと。
また、要望等には誠実に対応すること。
- (4) 本仕様を満たすこと。

2. 3 業務の引継ぎ

本業務の契約期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約の終了事由の如何を問わず、事業者は、本市及び広域圏が本業務を継続できるよう誠意をもって協力すること。

3 導入業務

3. 1 システム要件

- (1) 県内自治体で現在稼働しているパッケージシステムであること。
- (2) 本市及び広域圏にサーバを設置する方式（以下、「オンプレミス方式」という。）若しくは事業者が庁外に設置したサーバ等を利用し、本市及び広域圏がサービス提供を受ける方式（以下、「クラウド方式」という。）で運用するものであること。
ただし、本市はα型のネットワークであることからクラウド方式の場合は必ず LGWAN-ASP を利用したものでなければならない。
また、広域圏はインターネット回線を利用したものでなければならない。
- (3) 次期システムの機能については、別紙の要件定義書を参照すること。
- (4) 定期的なバージョンアップ（機能修正や新規機能追加）を積極的に実施し、常に最新のシステムを利用できる状態とすること。また、その諸費は本業務のインシャルコストもしくはランニングコストに含むものとする。

3. 2 システムの範囲

主なシステムの導入範囲は以下のとおりとする。なお、各業務の詳細な機能要件は、別紙の要件定義書のとおりとする。

- (1) 予算編成業務（予算要求・査定・予算書作成・予算執行連動等）
- (2) 予算執行業務（歳入・歳出予算執行、支払・収納処理等）
- (3) 決算処理業務（決算書作成、決算統計）
- (4) 旅費管理業務

3. 3 ハードウェア等要件

(1) 共通要件

本市のハードの要件については以下に示す参考値を処理可能な性能を有すること。

（広域圏の要件は、別記1のとおりとする。）

なお、将来的な利用拡大を見据え、システムの構成変更又は機器増設等により追加費用が発生しないよう、本調達に必要な費用をすべて見積りに含めること。また、クライアントPCの台数については、稼働後に一定数増加する可能性があるものとする。

<クライアントPC>

台数	500台
同時接続数	100台
OS	Windows11 Pro 64bit および Windows10 Pro 64bit
最低スペック	CPU:Core i5 相当、メモリ：8GB、SSD：240GB
ブラウザ	Microsoft Edge（最新版）、Google Chrome（最新版）

<現行の財務会計システム年間伝票件数（令和6年度実績）>

歳入	調定	5,350
	収入	17,820
	納付書	5,710
	還付	3,020
	不能欠損	30
	還付戻入	10
	繰越調定	640
歳出	支出負担行為	14,320
	支出命令	17,390
	負担兼命令	42,320
	戻入	1,290
	戻入納付書	1,060
	精算	2,080
振替	振替	280

歳入歳出外現金管理	受入・払出・還付・戻入	2,640
	収入	8,630
流用充用	流用・充用	2,840

- ・上記の業務量を安定して処理できる性能を有すること。
- ・導入後、最大7年間利用することを想定しているため、その期間は利用できることを想定したスペックとする。
- ・ディスク容量については本市及び広域圏の所有している10年間以上のデータ容量を移行できる容量とし、常に10年前までのデータを参照できるようにする。(当年+10年間) また、10年を過ぎたデータについては閲覧方法を提案すること。
- ・既存サーバから明細データの移行ができない場合は提案書に明示し、提案時に代替案を提案すること。
- ・本市及び広域圏は、WindowsServer2025のCALを所有していないため、必要な場合はユーザライセンスとして下記クライアントを必ず見積に入れること。

島原市	500クライアント
広域圏	30クライアント

※ WindowsServer2025のCALについては今後本市及び広域圏で導入する別のシステムでも利用できるものにする。

- ・バックアップ機能を有すること。

(2) オンプレミス方式の場合

①サーバ要件

- ・OSについてはWindows Server2025の最新バージョンとする。
- ・サーバはサーバラックに設置できるもので2U以内の大きさのものとする。
- ・キーボード、マウスを有すること。

なお、既存のコンソール装置に接続を想定しているため、KVMケーブル等、必要な備品等については見積の中に入れること。また、ケーブル類には全てタグ等を付け、わかりやすく表示すること。

②サーバの設置場所

- ・本市の指定する場所に設置すること。場所は業務場所に書かれている場所とする。

③周辺機器

- ・業務上必要と思われる周辺機器の調達についても、本業務の範囲に含めること。

④その他

- ・導入機器について無停電電源装置(UPS)を導入すること。

UPSについては停電発生時においても、システムの自動シャットダウンが可能となる電源容量を有し、サーバラックにラッキングできる2U以内のものとする。

また、電源容量は 1300mA 以上とする。

- ・導入する機器は全て 100V の日本のコンセント規格のものとする。
- ・すべての機器の設置（配線作業も含む）については、業務時間外に実施すること。（他業務に影響のあることは避ける）

(3) クラウド方式の場合

データセンターは事業者で用意することとし、次の要件を満たすこと。なお、サーバ等の機器は本市及び広域圏の資産とはせず、データセンター内に設置する。

① 設置場所

設置場所は日本国内とする。

② ネットワーク

- ・本市は LGWAN-ASP で利用できるサービスであること。
- ・広域圏はインターネット回線を用いて利用できるサービスであること。
- ・クラウド方式を提案する場合は、必要かつ適正なネットワーク機器等を導入するとともに、本市及び広域圏の他の重要システム等の運用に影響を及ぼさない構成とすること。

③ セキュリティ

- ・システムが ISO27001、ISO27017 を取得していること。
- ・データセンターは、JDCC（日本データセンター協会）ファシリティスタンダード Ver. 2 ティア 3 基準に準拠した施設であること。
- ・外部機関による定期的なセキュリティ監査を実施していること。また、データセンターの運用状況について、本市から求めがあった場合に報告できる体制を有すること。

3. 4 ネットワーク要件

- (1) 「オンプレミス方式」「クラウド方式」共に現行システムが接続されているネットワークと接続し、既設の機器を使用すること。
- (2) 「クラウド方式」の場合は、本市はインターネット回線を用いず、LGWAN-ASP が提供するサービスによりネットワークを構築すること。
広域圏はインターネット回線を用いたネットワークを構築すること。
- (3) 「オンプレミス方式」「クラウド方式」共に、導入機器に接続するために必要となるケーブル類や設定・配線工事等も本業務範囲内として実施すること。

3. 5 データ移行要件

(1) 移行データ

本市及び広域圏の既存システム等に保有するデータは、原則として全て移行するものとする。

なお、データの移行方法は事業者の任意とする。

移行できないデータがある場合は代替案等を明確にする。

(2) 役割分担

- ① 事業者が主体となって移行作業を行うこと。
- ② 本市の役割は、確認作業等必要最低限とすること。
- ③ 事業者が本市のデータ移行の台帳等を利用する場合は、本市の許可を受けること。
- ④ 本市が提供するデータは、事業者側において導入システムのフォーマットに変更し、移行すること。
- ⑤ データ移行による不足データは、原則として事業者側でパンチ入力等により補充すること。
- ⑥ ネットワーク経由のデータ移行については、他業務の負荷とならないように、実施すること。

3. 6 研修要件

(1) 初動時立会い

次期システムの稼動開始時は、担当 SE が立会い、稼動確認および操作説明等の職員サポートを行うこと。

(2) 職員研修

次期システムへの切替えに際して、職員が戸惑うことなくシステム運用を行えるよう、本市及び広域圏の職員に向け、予算編成と予算執行に関すること及び財政・会計担当者向け等の操作研修を計 10 回程度実施すること。またその際、操作マニュアルを印刷し用意すること。

3. 7 非機能要件

(1) 保守・製品サポート

- ・保守については、平日 8 時 30 分～17 時 30 分まで、電子メールは 24 時間受付可能な窓口を示すこと。サポート開始・終了時刻については 1 時間程度のずれは認めるが、1 日あたりのサポート時間は 9 時間以上とすること。
- ・障害受付を行ってから原則 2 時間程度で初動（ヒアリング等）を開始するものとする。ただし、休日、夜間（8 時 30 分～17 時 30 分以外）に受け付けた障害に関しては、翌平日の 8 時 30 分に受け付けたものとする。
- ・障害受付から 6 時間以内に障害回復が見込めないと判断される時は、直ちに口頭で担当職員に作業状況と見通しについて説明すること。
- ・回復作業が終了した際には作業報告書を提出すること。
- ・回復作業に必要な設備、道具は受託者が指定する業者が準備する。

- ・但し、本市の業務の支障とならない範囲で、本市が所有する設備、道具を利用することができる。
 - ・次期システムは最大7年間の利用を想定し、その後更新を予定している。提案する製品については、システム本番稼働後5年間以上保守可能な製品で提案すること。ランニングコスト（運用費）についてはすべての利用料（保守料など）とし、その他ソフトウェアの利用維持にかかるもの等については今回の見積りに入れること。また、5年経過後に想定される継続利用費についても参考として受注者決定後に提出すること。
 - ・ハードウェアの保守については、5年間分の費用を本提案に含める。オンプレミス型である場合、全ての機器はオンサイト保守とすること。
 - ・オンプレミス、クラウドシステムに限らず、障害等の不測の事態が発生した際は昼夜問わず、早急に現地（本市及び広域圏）を確認および対応開始できる体制を有すること。
 - ・年間保守費用（利用料含む）は、次期システム更新時まで、原則、当初費用から増額しないこと。
- (2) 問い合わせ体制
- システムの問合せ窓口は受注者に一元化し、受注者が責任をもって対応すること。なお、本仕様書にて要求する製品の一部を他社製品で満たしている場合においても、受注者が窓口となり責任を持ってシステムの保守を行う体制を取ること。

4 その他

- (1) 本業務実施に際しては下記法令・基準・指針等に準拠すること。
 - ①島原市財務規則 ②島原市契約規則 ③その他の関連法令および通達
- (2) 作業にあたっては、事前に作業スケジュールを提示し発注者の承認を得ること。また、機器の停止による業務影響を最小限に留めるよう努めること。
- (3) 作業にあたっては、発注者と協議し、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員を配置すること。
- (4) 作業にあたっては、発注者及び受注者、対象システムの保守業者と相互に協力して適切に行うこと。
- (5) 発注者より知り得た情報に関して、第三者への漏洩を防止すること。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、協議を行い本業務の目的遂行に努めること。

別記1 共通要件（広域圏）

<クライアントPC>

台数	30台
同時接続数	30台
OS	Windows11 Pro 64bit および Windows10 Pro 64bit
最低スペック	CPU:Core i5 相当、メモリ：8GB、SSD：240GB
ブラウザ	Microsoft Edge（最新版）、Google Chrome（最新版）

<現行の財務会計システム年間伝票件数（令和6年度実績）>

歳入	調定	400
	収入	1,590
	納付書	560
	還付	210
	不能欠損	10
	還付戻入	20
	繰越調定	0
歳出	支出負担行為	1,600
	支出命令	2,400
	負担兼命令	4,510
	戻入	120
	戻入納付書	110
	精算	240
振替	振替	20
歳入歳出外現金管理	受入・払出・還付・戻入	310
	収入	370
流用充用	流用・充用	220